

第242号
平成23年7月号

行政書士 熊本



甲佐町 やな場



熊本県行政書士会

URL : <http://www.kumagyou.jp/>

E-mail : gn-kumamoto@mud.biglobe.ne.jp



表紙コメント

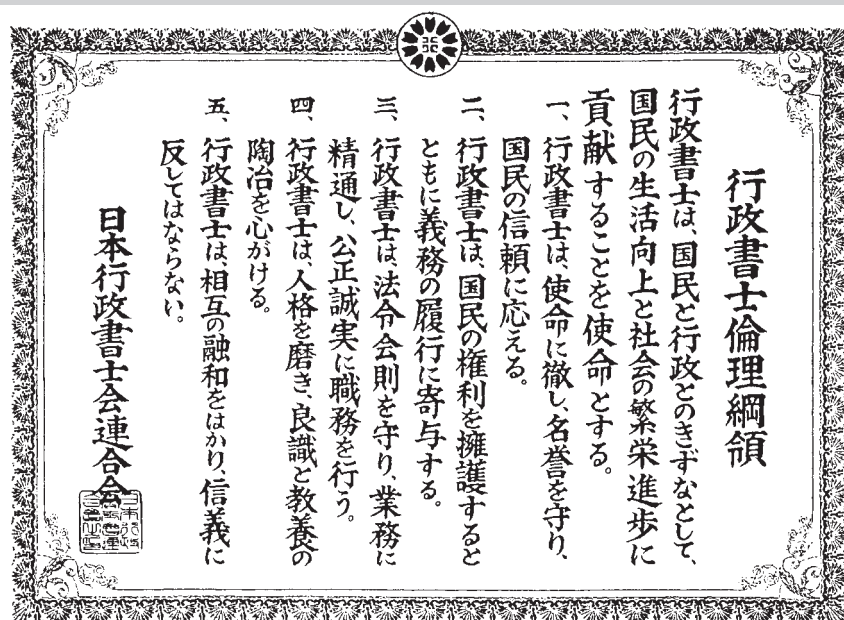
甲佐町 やな場

やな場の「やな（簾）」とは、川の一部に木や竹で堰を造って水の流れを一カ所に引き込み、竹で編んだ簾（す）を敷き、そこに落ちてくる魚をとる仕掛のこと。

甲佐町のやな場は、加藤清正の時代に治水及び水田灌漑のために緑川に設けられた「鵜の瀬堰」から流れ込む用水路に、1633年、肥後藩主・細川忠利の命により造られたそうです。

水上に建つ風情あふれる茅葺き屋根のあずま屋では、毎年、アユ漁解禁の6月1日から11月初旬まで、やな場の清流に涼を感じながら、刺し身・鮎うるか・塩焼き・田楽等、とれたての鮎料理が楽しめます。

（写真は、甲佐町産業振興課提供）



目次

平成23年度定時総会開催	2
組織名簿	4
新役員あいさつ	5
総務大臣表彰	10
支部長あいさつ	11
業務部紹介	16
女性部会	18
熊本支部	19
八代支部	20
専門部会紹介	21
遺産分割協議書作成（業務） についてのお知らせ	23
政連だより	25
事務局だより	31
会務日誌	32
編集後記	32

この度の東日本大震災におきまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、その御家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

平成23年度定時総会開催

日 時 平成23年 5 月28日 (土) 午前10時開会
場 所 くまもと県民交流館パレア (熊本市手取本町8番9号)
出席者数 当日出席 110名 委任状提出者 209名 (構成員538名)

去る5月28日(土)、多数の来賓をお迎えして平成23年度定時総会が開催されました。

定刻に総会は始まり、物故会員に対する黙祷の後、益本会長職務代行副会長の挨拶、続いて顕彰および慶弔に関する規則による会員の表彰があり、当日の出席者に表彰状と記念品が授与されました。受賞者を代表して吉海正道会員が謝辞を述べられました。

来賓祝辞では日本行政書士会連合会会長北山孝次様の代読で専務理事の梅林真五様をはじめ熊本県知事の代読で熊本県総務部市町村局市町村行政課長の能登哲也様他、たくさんの方々のご祝辞を賜りました。(受賞者名及び来賓者名は別途記載)

ご来賓退場の後、議長選出があり執行部一任の声で議長に吉田末治会員、副議長に長倉啓子会員が選出され、議事録署名者に中島孝、松尾一両会員が指名されました。その後速やかに議案審議に入り、いずれも原案通り可決されました。

第5号議案は、立候補者の加藤誠一会員が無投票当選で会長となり、副会長、理事、監事が選出されました。また第6号議案の平成24年度定時総会会場は執行部一任となり、全ての日程を終え閉会しました。

議 案

第1号議案	平成22年度事業報告について	可決承認
第2号議案	平成22年度決算・監査報告とその承認について	可決承認
第3号議案	平成23年度の事業計画案の承認について	可決承認
第4号議案	平成23年度予算案の承認について	可決承認
第5号議案	役員の改選について	可決承認
第6号議案	(1) 平成24年度定時総会会場の決定について (2) 付帯決議について	可決承認



来賓者名

日本行政書士会連合会会長	北山 孝次 様	代理 専務理事	梅林 真五 様
熊本県知事	蒲島 郁夫 様	代理 市町村行政課長	能登 哲也 様
熊本市長	幸山 政史 様	代理 総務審議員	田中 信孝 様
衆議院議員	野田 毅 様		
衆議院議員	坂本 哲志 様		
衆議院議員	金子 恭之 様	代理 秘書	中村 浩実 様
県議会議員	馬場 成志 様		
県議会議員	佐藤 雅司 様		
熊本市議会議員	下川 寛 様		
熊本県土地家屋調査士会	会長	高田 俊宗 様	
熊本県社会保険労務士会	会長	松本 一喜 様	
南九州税理士会熊本県連	副会長	藤田 傳次 様	
熊本県不動産鑑定士協会	公的土地評価副委員長	石山 博 様	
熊本県宅地建物取引業協会	副会長	西永 征史 様	

受賞者名**顕彰および慶弔に関する規則第3条第1号の規定により、業務歴40年の会員**

森 健（天草支部） 澤 憲二（八代支部） 上田 康治（宇城支部） 平山 義朗（宇城支部）

顕彰および慶弔に関する規則第3条第1号の規定により、業務歴30年の会員

志垣 堅造（熊本支部）	野尻 諭（熊本支部）	大江 悦子（天草支部）
森田 敏行（八代支部）	渡邊 裕一（熊本支部）	甲斐 泰雄（宇城支部）
岡本 孝（菊池支部）	鎗水 一美（阿蘇支部）	有働 勝也（菊池支部）
田代 治彦（熊本支部）	藤田 寿海（熊本支部）	森 秋光（玉名支部）
小屋松徹彦（熊本支部）	吉海 正道（芦北支部）	

顕彰および慶弔に関する規則第3条第1号の規定により、業務歴20年の会員

山田 敏博（菊池支部）	下田 輝男（熊本支部）	白川 和男（八代支部）
織畠 純吾（熊本支部）	中嶋 潔（熊本支部）	松本 実子（八代支部）
松村 篤憲（熊本支部）		

顕彰および慶弔に関する規則第3条第2号の規定により、役員経歴6年以上の会員

豊岡 政隆（熊本支部） 溜池 英雄（芦北支部） 桑野 良郎（玉名支部）

顕彰および慶弔に関する規則第3条第2号の規定により、役員経歴6年以上退任の会員

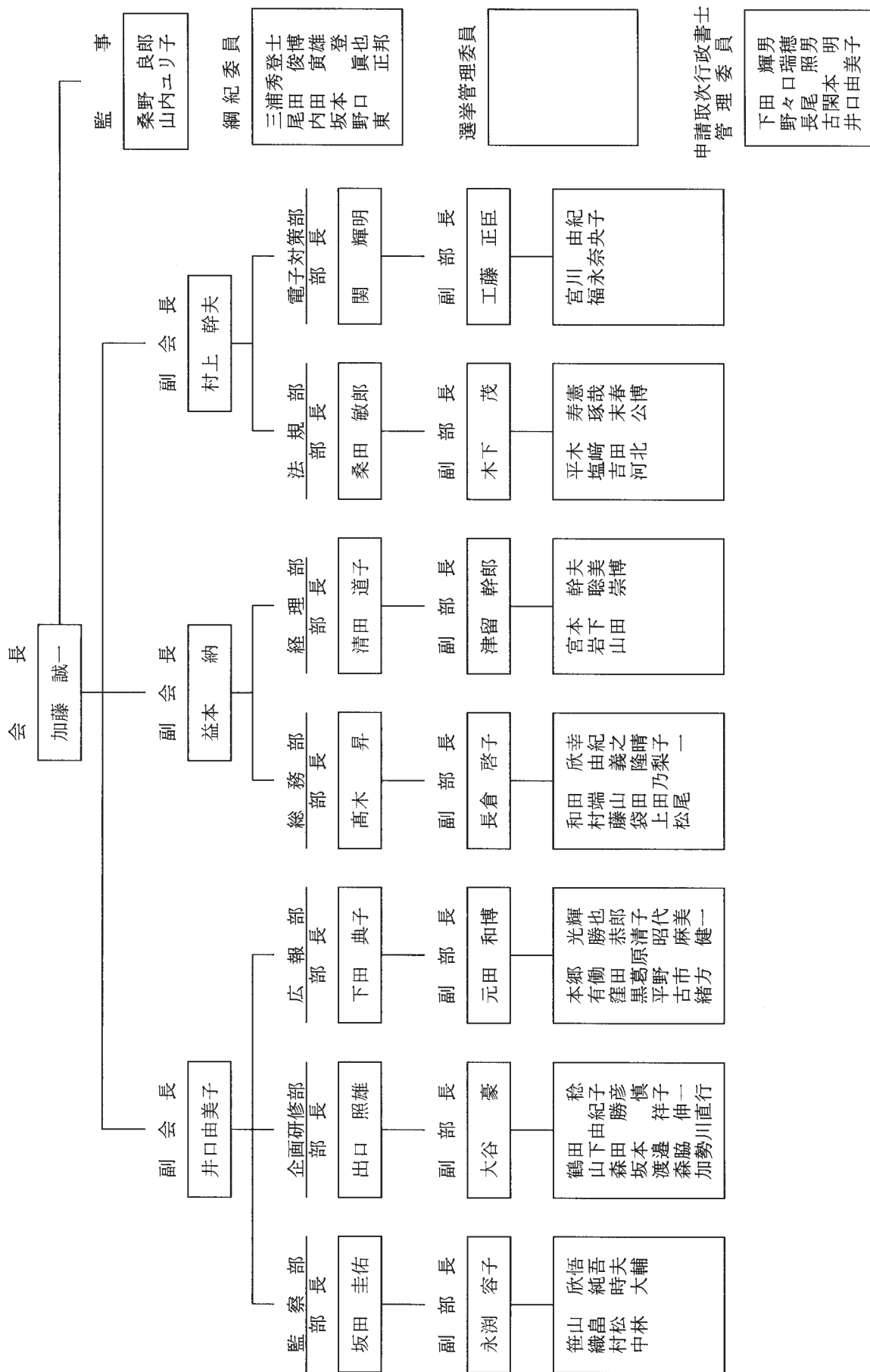
田代 史彦（熊本支部） 日高 義治（熊本支部） 森脇 伸一（宇城支部）
下田 輝男（熊本支部）

顕彰および慶弔に関する規則第3条第5号の規定により表彰

大村 龍郎（熊本支部）

熊本県行政書士会組織名簿

平成23年7月12日現在



新 役 員 あ い さ つ



会長就任にあたって

会長 加 藤 誠 一

再度、会長職を務めることになりました。よろしくお願いします。本来ならば、副会長の誰かが手を上げるべきだと思いましたが、疲れたということでしたので、確たるビジョンもなく決意した次第です。ただ、選挙にならなかったことに感謝しています。人を選ぶ基本は選挙ですが、禍根を残します。

今、本会が真っ先に取り組まなければならないことは、会員間の信頼関係を再構築し正常化することです。幸い、今年の総会は良い雰囲気気で閉会しましたので、期待が持てるのではないかと思います。お互いに不幸な出来事でしたが、肝心なことは二度と

起こらないようにすることだと思います。

重点的な施策として

1. 支部の問題では

① 交付金の見直し

② 熊本支部の分割、郡部の支部の統合

2. 研修のあり方・会則、規則等の再検討

3. 会館建設の実現

等です。ご協力をお願いします。

最後になりましたが、士業の憲章は、「法令遵守」です。また、会に関心を持たない会員が年々増えていくのも気になります。

先日、税理士会の懇親会で挨拶された先生が正確ではありませんが、このようなことを言われました。「人から何かを頼まれ、それを引き受けることによって幸せがやってくる。」



再任のご挨拶

副会長 益 本 納

このたびの総会で副会長に選任いただきました。今回で連続して四回目ということで、本来であれば後進に道を譲るべき時期であることは重々承知しておりましたが、加藤新会長のもと新執行部の役員が思う存分、力を発揮していただく為の調整役として、任期いっぱいお手伝いさせていただくことといたしました。

また、今期は日行連理事としても連合会総会で選任されましたので、熊本県行政書士会の代表として、本会の名を汚すことなく、さらなる会の発展・行政書士制度の充実の為に非力ながらも活動していくつもりです。

私個人も開業27年を迎える年になりましたが、経験の上にあぐらを掻くことなく、常に問題意識を持ち、改めるべきことは素直に改め、守るべきことは身を楯にしても守るという姿勢をもって、与えられた任務を遂行していく所存です。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。



就任のご挨拶

副会長 村 上 幹 夫

この度副会長を務めさせて頂くことになりました。元々浅学非才であり情報通信に関する分野ばかりを歩いて来た10年間でございます。何が出来るのかと問われれば会務に関する造詣の乏しさを恥じ入るばかりですが、与えられた課題には真面目に真剣に取り組む所存でございます。

本会は行政書士制度制定後60年の節目を終えた今日様々な課題と直面しています。平成の大合併が一段落し熊本市が政令指定都市になることは大局的に見れば歓迎すべき事柄であろうと思いますが、これによって会員の熊本支部への一極集中が進み肥大化し過ぎたことによる運営の難しさが表面化して来た

一方で、複数の郡部支部の組織的衰退が顕著になっており、健全な支部活動の維持が図れなく成りつつあります。会の実務的な運営決議機関である理事会の適正機能要件及び定数のバランスも取れなくなっていますし、支部交付金の受取条件と金額の配分に関する運用規定も現実にも求められている運用とは乖離しており「支部再編」のテーマは喫緊の課題となっているところです。

ほかにも「自前会館取得」や「ホームページ・インターネット等IT技術の本格活用による業務拡大」「国際専門部会の再構築」「女性部会の位置付け」など、更なる検討が必要なテーマとなっています。

誠に微力ながら加藤新会長の一スタッフとして、足手まといにならないよう自分なりに最善を尽くしますので、ご理解とご協力及びご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



就任のご挨拶

副会長 井 口 由 美 子

この度、副会長に就任致しました井口由美子でございます。宜しくお願い致します。

先の総会で新執行部体制がスタートして早いもので2カ月が過ぎようとしています。正直、副会長の仕事がどの程度のものかもわからずスタートラインに立ち、いきなりダッシュで走り出し、最近は少々息切れしながら必死で付いていっているという状況です。

総会后、息つく間もなく早々に三役会が開催されました。加藤会長が所信表明で挙げられている熊本市の政令指定都市移行に伴う支部再編の件、長年の懸案である会館建設の件、その他本会が取り組まな

ければならない課題は思った以上に多く、あらためて重責を感じています。

ここ数日、私の担当である企画研修部会、監察部会、そして広報部会の各第1回部会に出席致しました。企画研修部会では新たな業務開拓に結びつくような研修の企画、監察部では非行政書士排除の行政官庁への周知徹底、広報部では会員へ向けての広報活動と、行政書士PRの外へ向けての具体的活動計画等、いずれの部も積極的な事業に取り組んでおられ、会員の皆様の「行政書士」に対する熱い思いを感じているところです。

これからの2年間、会員の皆様の貴重な意見に耳を傾け、少しでも会の運営に反映できるように、微力ではありますがパイプ役として職務を全うしたいと思います。どうか宜しくお願い致します。



就任のご挨拶

総務部長 高 木 昇

この度、新しい執行部で総務部長を拝命致しました高木昇です。開業の登録をして今年でちょうど5年です。会の役員はおろか各部の部員や、支部の役員の経験もない全くの会務の経験ゼロの若輩者です。会員の皆様のご協力なしでこの大役を全うすることは不可能ですので、どうかよろしくご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。さて総務部の仕

事は、定時総会の開催、行政書士試験の実施、専門士業団体連絡協議会への参加、支部活動への支援、公証人会との交流等複雑で多岐にわたっております。また熊本市が来年政令指定都市となる関係で支部の再編成や会館建設等の新しい課題への取り組みも控えております。一連の業務の流れや内容を掴むだけでもかなり労力を費やしておりますが、これらの業務を実施するに当たっては前述のとおり皆様のご協力が不可欠です。大役を引き受けた以上、微力ながら精一杯努力していく所存ですのでどうかよろしく御願い致します。



就任のご挨拶

経理部長 清 田 道 子

このたび経理部長を拝命いたしました宇城支部の清田道子です。どうぞよろしくお願いいたします。

経理部員となって4年、そのうち副部長として2年の間会務のお手伝いをしてきましたが、今回部長職を仰せつかり、責任の重大さを痛感しています。

さて、経理部といたしましては、毎会計年度5項目を提起しています。その中でも特に、前部長からの引継事項でもある「適正な予算執行の実施」と「会費完納の推進を図る」について、よりきめ細やかに実施していきます。

また、今年度は「会館建設及び章紙制度特別委員

会」と「支部再編特別委員会」が設立される予定となっています。両委員会とも経理部と深く関わってくると思われますので、それらにもしっかりと対応していきます。

ところで、近年コンプライアンスの重要性が指摘されるようになってきました。コンプライアンスは「法令順守」と訳されますが、関係者の信頼を得るために必要な社会通念、倫理や道德などの順守も含むのが一般的な定義です。今一度原点に立ちかえり、街の法律家行政書士としてどうあるべきかを皆様とご一緒に考えながら、行政書士会の発展に全力を尽くしたいと考えております。

つたない私ではございますが、精一杯の努力をしていく所存でございますので、皆様方のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

企画研修部長 出 口 照 雄

この度、企画研修部長を拝命致しました八代支部の出口照雄と申します。

昨年も企画研修部に参加していたこともあり、前部長の意志をも引継ぎ、部員の方々のご支援を頂きながら、頑張っていきたいと考えております。

本年の企画研修部の特徴は、部員9名の平均年齢が“30代”という若さ溢れるエネルギッシュな集団となりました。(注：ただし平均年齢を引き上げてメンバーが2～3人はいますが・・・！)

「隼より始めよ」という故事がございます。「おおきな事業をするには、まず身近なことから始めよ」という意味ですが、本年度の部としての活動方針は、行政書士の将来的ビジョンを描き、そのためにはまず今、何をやるべきか、脚下照顧（きゃっかしよう

こ)即ち、足元でやらなければならない事を今一度見直し、受動的ではなく、能動的な活動へと移すことを方針として考えております。

具体的には、昨年度スタートした日行連の同時配信による研修、本単位会では昨年引き続き、合同研修、特別研修等の予定の他に、『本格的な企画事業』を積極的に推進していきたいと考えております。そして、2年後には、行政書士ならではの顧客開拓、営業活動のベースとなる突破口としての分野が構築できればと思う所存でございます。足元を固めながら、進みます！

ただ、この「企画事業」はそう簡単にいくとはとても考えられません。我々も可能な限り、全力投球で頑張っていきたいと思いますが、会員の皆様のご支援、ご協力が必要となってくる事は言うまでもありません。

一丸となって取り組みたいものです。どうぞよろしくお願いもうしあげます。



就任のご挨拶

法規部長 桑 田 敏 郎

今度法規部長に就任しました宇城支部の桑田敏郎です。宇城市豊野町の自宅に事務所を開き早17年になろうとしています。本当に早いものです。

今まで権利義務部会・政治連盟・総務部・宇城支部長等を経験し数々の思い出があります。権利義務部会では最初の代表世話人として発足したばかりの

会をどのように運営していいか分らず他の世話人の先生方と相談した事、政治連盟では色々な候補者の出陣式で旗持ちをした事等、総務部では定時総会の準備・専門士業団体の無料相談会に行った事、支部長としてはこの広い支部を葬祭・新入会員の調査等で走り回ったこと、又支部無料相談会・研修会をはじめた事等……。今となつてはいい思い出となっています。

今度は法規部長となり初めての経験です。将来良き思い出となるよう各部員の先生方と協力し共に力を合わせ2年間やっていきたいと思っています。宜しくお願いします。



新任の挨拶

監察部部長 坂 田 圭 佑

平成23年度熊本県行政書士会の役員改選により、監察部部長の指名を受け就任いたしました坂田です。

会員の皆様のご指導、助言を仰ぎながら粉骨努力し職責を果たしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。私の前職は、警察で30年余刑事警察に携わり定年を迎え、公営企業を経て皆さんにお世話になることになりました。私にとりまして、足を入れた行政書士が如何なるものか、機会あるごとに勉強会に参加したり、その会の一員となり

ノウハウを学び、仕事を一步一步と歩みつつある現在です。

そのような中に今回「監察」に指名されましたが、予期もせず、指名を受けておもむろに、その任務に目を通し職責の重要性の認識をした訳です。おごらず平常心を失うことなく冷静に事に当たり組織のためになる仕事をしたいと思っています。

そのようなことで歴代の先輩諸氏のご指導・助言を仰ぎ、部員の皆様と膝を交え話し合い行政書士たる仕事ที่เขาから侵害・浸食されないように関係機関と密にして情報交換をなし、皆様の手足となりその目的を果たしたいと思っています。皆様よろしくお願いします。



就任のご挨拶

電子対策部長 関 輝 明

このたび、電子対策部長を拝命いたしました、宇城支部の関輝明です。本会のホームページや会員情報デジタル化、電子申請対応と、多大な貢献をされた村上幹夫前部長の後任ということで、まさに身の引き締まる思いでいます。行政書士としての経験は浅いのですが、情報やインターネット業界での業務経験を活かし、精一杯努めてまいります。よろしくお願いします。

さて、電子対策部と関わりが深いインターネットの分野は、①ネットワーク、②プラットフォーム、③コンテンツの3つの側面から現状や課題を探る必要があります。当部において注力する事業の中心は、上記の①と②周りの機能強化・利便性向上になるかと思っています。残りの③については、本来、個々の会員情報や支部・各部会等の活動実績に依拠するこ

とになります。もっとも、良質なコンテンツを提供するためには、日頃継続的な努力が必要ですし、コンテンツが素晴らしければ、少々ネットワークやプラットフォームが劣っても、利用者のアクセスが増え、評価も高いものとなります。したがって、たとえば会員情報の掲出にあたって、このようなコンテンツの出し方が、効果的なのではという観点に立った情報発信は行いたいと考えております。

そこで、当部として本年度取り組みたい事業ですが、まずはホームページの利用者目線に立った改良やセキュリティ対策、SEO、携帯やスマホなどモバイル端末対応が挙げられます。利用者と会員の橋渡しに寄与できるホームページを念頭に進めてまいります。会員情報デジタル集約化や電子申請対応については、これも関係者にとって使いやすいものにしてまいります。

本会の電子対策が全国有数のレベルと評価いただけるよう力を尽くしてまいります。会員の皆様のご理解とご協力を切にお願いいたします。

以上



会の一員として

広報部長 下 田 典 子

この度、広報部長を拝命致しました下田典子と申します。一昨年前、初めての会報誌作りに戸惑いながら数々の行事に追われるように過ぎた一年は、今思えば貴重な経験となっているようです。今回わずか二年の経験で部長をお引き受けすることに不安もありますが、部員の皆様のお力を借りながら精一杯務めさせていただきたいと思っています。

まずは広報の一番の目的である「対外的に行政書士会をPRする」活動を一般市民へ向けては勿論のこと、業務に直接係わる官公署等の窓口に重点的にPRしていきたいと考えています。また会内部へ向

けた広報活動にも改めて目を向け、その一つである会報誌を皆様からの情報を発信し会員相互の交流を図るために広く活用していただけるよう、この二年間でじっくり取り組むつもりです。会員同士がコミュニケーションを深めることで行政書士会が活性化していくことは、会全体としてのPR効果を上げていくことにも繋がると考えています。

まだ私が入会したばかりの頃、中にはすでに退会された方もいらっしゃいますが諸先輩方の心優しい助言やご指導をいただき、会員としての一歩を踏み出すことができました。こうして会の一業務に携わることになった今、諸先輩方の築いてこられた行政書士会に対する想いを受け継ぎまた次の世代へと橋渡しをしていくため、会の一員として微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

「総務大臣表彰受賞」

平成23年6月23日、ザ・キャピトルホテル東急にて、表彰状授与式が開催され、田代史彦前会長、村上幹夫副会長、福永裕前副会長の3名が受賞されました。



支 部 長 あ い さ つ



新役員あいさつ

鹿本支部長 新 崎 豊 徳

鹿本支部の新崎です。この度、4月の支部総会で支部長を仰せつかりました。

まだ、開業して3年足らずで行政書士のイロハも分からず大役を引き受け戸惑っている次第です。

現在、鹿本支部は山鹿市と熊本市植木町（旧植木町）の行政区域内の会員で構成され支部運営がなされています。植木町が熊本市との合併に伴い、支部再編が差し迫った課題となっています。

これから先、行政書士は如何にあるべきか市民のニーズに応えるには、的確に、且つ、迅速に、他士業間を超えておこなわれるところのワンストップ・サービスではなかろうか、このことは行政書士に課せられた、未来の姿であり、使命でもあります。とは言いましても開業、その後において継続の道筋を

つけられずに廃業していく同胞の方も多いと聞いているところです。理由としては、私個人の考えですが実務家として経験不足が多々あると思います。

私は、毎月25日、くまもと県民百貨店で交通事故部会・権利義務、事実証明部会主催の「交通事故・遺言、相続無料相談会」に4月初めて参加しました。ここで感じたことは我々が行政書士として、相談者の皆様に還元できることが多々あると確信し、無料相談会が果たす役割を大いに実感した次第です。無料相談会は、ワンストップ・サービスとはいきませんが、先に述べた行政書士としての未来の姿、使命の端緒を見た思いです。相談者の声を聞き、何を求めているのか、愚直でありたいと思います。また、実務家としての基礎となる研修会への積極的な参加、自己研鑽に努め行政書士としての能力が遺憾なく発揮できることを望むものです。

まだまだ未熟ではありますが、本会の皆様、支部会員の皆様のご指導、ご協力をいただき支部の運営に傾注して行く所存です。



今昔雑感

菊池支部長 有 働 勝 也

過日の定時総会にて業務歴30年の表彰を受けたことにより、人生の大きな節目を迎えました。

いよいよ人生のラストステージに立ったとの複雑な感情が去来しています。

菊池支部長としての任期も通算4期7年目をスタートしたところでは。

思えば節目節目でいろいろな出来事が蘇って来ます。6年前には今回再登場の加藤会長と会長選を激戦で戦った事！何故かあれ以来、会長選挙は無くて3代に亘り無投票による会長が誕生しています。が此処数年の会の現況を論評することは此の際さし控えることにします。

菊池支部は丁度10年前の平成13年に大津支部と旧菊池支部が合併して誕生しました。そして私が初代支部長として二期4年を務め、中に4年を於いて前

期から再登板と言う事になり現在に至ったと言う経緯です。この年はアルカイダによる9.11ニューヨークテロがあった年で世の中はテロの脅威で騒然としていました。合併当時は30名でかなり年配の方が多かったのですが、年々廃業されて最近はかなり若返りました。一時期20数名に減員しましたが現在は37名とかなり増え活気ある状況に進展しています。

年齢や業務歴でも2～3名の古参の部類に入り、いよいよとの感は否めません。

70代を超えると人並みに相応に退化しつつあるとの実感を、残念ながら否定出来ませんが、知力は兎も角として気力や体力はそれ程でもないながらも、傍から見ればマイナス要因が増えて来てるように見えるのかも知れません。

冒頭に記した通り、好むと好まざるとに拘わらず、老いは紛れもなく誰の身の上にも訪れ、ラストステージの舞台に立たなくてはならないものなのです。何事に於いても終わり良ければ総て良し、との俗諺どうり此れからの10年を如何に有意義に生きるか、人生の集大成として公私共に精進したいものと思料する昨今です。



役員就任にあたり

玉名支部長 平 木 寿 憲

連日、暑い日が続いておりますが、会員の皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび玉名支部長及び本会理事に就任いたしました。

職責を果たせるよう、会員の皆様のご支援のもと、微力ながら努力していく所存であります。

今後は、支部としましては、行政書士制度広報月間時に関係官公庁を訪問し、行政書士業務のPRを行うことや、無料相談会の実施等を予定しております。

行政書士会、玉名支部または地域の発展に少しでも貢献できればと考えております。

今後とも会員の皆様のご指導、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。



就任のご挨拶

熊本支部長 本 郷 光 輝

今回熊本支部長に就任しました本郷です。突然の支部長就任で全く予想もしてない出来事で戸惑いを感じているところです。

しかしながら、理事各位の皆様を拝見すると、優秀な方々又経験豊富な方ばかりで安堵しているところです。どうか各支部会員の皆様ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

今後、支部運営にあたりましては、透明性を高め今現在の状況等々を知らせ、広く要望、ご意見を取り入れ、理事会開催ごとに検討していきたいと思っています。支部会員におかれましては、支部への要望、ご意見を賜り支部発展のために役立てたいと思っていますのでご意見の程よろしくお願いします。

また、支部会員の要望を本会へ提案意見を上申し、支部と本会の橋渡しをして参ります。内なる発想ではなく、行政書士としての社会的意義を確立するためにも、大局的な視線を以て事に当たる所存です。

先般、以下のような記事を拝見する機会がありました。「現在、行政不服審査法における行政不服申立手続の代理権については、弁護士のほか、弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士には付与されているが、行政書士には認められておらず、国民の利便性向上の観点からも望ましい状況にはない。行政書士の代理権で出来る範囲

は、平成14年7月1日（改正行政書士法の施行）から、行政書士は他人の依頼を受け報酬を得て代理事務を業として行うことが出来ます（行政書士法第1条の3）。これは50年来の念願が叶った画期的な改正といわれます。これまでは書類を本人に代行して作成し提出するにとどまりました。つまり、申請はあくまで本人の申請ですから、行政書士が役所の窓口を持って行って訂正を求められた場合に行政書士の権限で訂正が出来なかったのです。提出手続の代理権が行政書士に付与されたことでそれが出来ることになりました。それに伴い代理人としての責任（善管注意義務、権限外の行為をしない義務、報告義務等）を負うことはいうまでもありません。」しかし、この記事を見、よく失われた数年と言われますが、まさしくそのことが如実に現実の問題として私たち行政書士に負わされています。官庁に提出する書類の代理権はあるが、作成書類等々の却下に伴う不服申立の代理権はない状況です。これでは、プロフェッショナル「職業的専門家」としては半人前です。今後 プロフェッショナルとして確立するためにも、倫理の確立、研修研鑽を重ねなければ成りません。

「この状況で良いのか？」私自身も問うています。会員皆様も問うてみて下さい。「行動＝結果」です。保守主義では何も変わりません。改革することは痛み、反感を伴うこともありますが、支部会員の皆様の要望ご意見を第一にプロフェッショナルを目指せる一翼を担えればと思っています。

再度会員の皆様、メール等々でのご意見お願い申し上げます。



就任のご挨拶

宇城支部長 木 下 茂

宇城支部長に再任してもらいました木下茂です。

支部会員の皆さんお世話になりました。今後とも支部運営についてご指導・ご協力の程お願い致します。

加藤会長就任おめでとうございます。各専門部長就任おめでとうございます。

本会も加藤会長の新体制になり意欲満々の船出となりましたね。これを機会に県組織の正常化をはかり他県の手本となるような運営ができるよう会員が小異を捨て大同に付き執行部に協力しましょう。執行部は少数意見も尊重してきめ細かな運営をしてもらいたいと思います。

加藤会長は各支部の活性化・女性会員の役員登用など着々と推進されていることは明るい実績となるでしょう。常任理事の方々は大変でしょうが会長を中心に大きく明るい目標をもって前進してもらいましょう。



東日本大震災の影響について

天草支部長 井 上 啓 介

3月11日14時46分三陸沖を震源に、国内観測史上最大のM9.0の大地震が発生しました。その後のことは、皆さんご承知の通りです。特に福島第1原発の被災による事故の影響は、まだ続いており、被害が拡大しています。どこまで拡大していくか想像もできません。原子力発電所に事故が発生した場合に、これほどの被害が発生するということに、私だけでなく日本中の人々が驚いたと思います。福島第1原発事故のニュースは、世界中に報道され、世界中の国々に様々な影響を与えています。世界中の国々で、原子力発電所についての議論が活発化しているようです。

東日本大震災の影響は、九州地方にも及んでいます。開通したばかりの九州新幹線の営業にも、悪い影響をおとしているといわれています。外国人観光

客の減少、国内旅行計画の中止や例年行われるイベントの中止など様々です。

九州地方で生産された農作物や食料品なども、輸出が減少しているそうです。東北地方や関東地方の工場で生産されていた製品が生産されなくなったことにより、九州地方の工場での生産に支障が生じたり、被災地の建築資材の需要が増加したことにより、九州地方でも建築資材が不足したり、価格が高騰したりしているようです。

被災地へ医者や薬剤師その他多くの人達が、被災地支援のために災害派遣ボランティアとして派遣されています。熊本県薬剤師会からも被災地へ薬剤師を派遣し、現地の方々から大変感謝されているそうです。

我々行政書士は、直接的な援助をすることは難しいですが、日本行政書士会連合会や熊本県行政書士会の要請があれば、私は、義援金その他の協力を積極的にしていきたいと思っています。

日本は一つ、頑張れ被災地、頑張れ日本。



ご挨拶

八代支部長 鶴 田 稔

本年度定時支部総会に於きまして、思いがけず支部長に選出されました、鶴田稔と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

前支部長の緒方安彦会員に於かれては10年以上にわたり支部長職にあり又その間には本会の副会長職にも就かれ、その職責を全うされた事は尊敬の至りであります。

さて、私が行政書士会に入会したのは昭和56年のことでしたので30年程たちます。当時は八代分会と称しており会員は38名おりました。昭和60年八代支部と名称を変更し、平成13年に宮原支部と合併し現

在にいたっております。現在八代支部は52名の会員を擁しておりますが、会員の入れ替わり等もあり、なかなか会員の名前と顔が一致しない状況にあります。之は私に限ることでは無く、入会后長い年月を経た会員も、新入会員にも言えるのではないのでしょうか。

同じ資格を得て強制会に入会している会員同士、お互いの顔が見え、会への帰属意識を高める事が、ひいては会の発展につながるのではないかと思います。支部の運営資金が厳しい中、経費の見直しや通信費をIT環境(Eメール通信)等の推進を図ることによって削減しながらも、総会・研修会・懇親会等を通じ各会員相互の意思の疎通を図り、透明性をもった顔の見える支部運営に心がけて行きたいと思っています。



新役員に期待

芦北支部長 坂 本 幸 則

平成23年度、加藤会長他新役員で「本会」がスタートする訳ですが懸案事項が山積しているように思われます。

1、支部再編 2、会費未納 3、会館建設 4、章紙貼付 5、会員倫理 6、その他・・・1、支部再編では、熊本市が政令市に移行する際、特区支部としてはどうでしょうか。芦北支部は13名で役員を選出しなければならないため限りがあり、八代支部に合併してほしい旨を申し出ております。

2、会費未納問題は、過去から一度も解決したことがありません。会員になるのも自分の意志でなったわけですから退会するのも人から指摘される前に是非自分で結論を。

3、会館を建設しようと志を共にもったときのことを思い出してください。アパート住まいだった自分がやっと自宅をもてる夢がかなう。そんな大志があって大勢が賛同したのでしょうか。夢は捨ててはいけません。土地は県又は市から借りればよいのです。4、章紙貼付も1年でも早く会館建設を実現するために始めた記憶しています。現在、何人の方が章紙貼付を実行しておられるのでしょうか。

行政書士の先生は法律を遵守し、会則を守りそして自分に忠実であり自ら「襟」を正し、業務に精励すべきものと思います。

私は生涯、人に尽くせる人間でありたいと願い努力していますが、長い道のりです。「本会は会」であり、仕事ではありません。あくまでも「ボランティア」であります。責める気持も必要ですが、許す寛容な心も必要と存じます。加藤会長以下新役員の先生方にご期待申し上げます。



支部長就任あいさつ

球磨支部長 白 川 昌 栄

先日、この様なことを質問されました。

「相続業務は司法書士さんや行政書士さんなど多くの資格者が業務とされていますが、どこに頼むのが一番いいのでしょうか。」と。

行政書士である以上、「私に任せてください。」と答えるのが当然なのですが私の率直な意見は、「重要なのは信頼関係であって資格ではない。」です。司法書士さんにも行政書士さんにも優秀な方はいます。弁護士さんにも税理士さんにも当然優秀な方はいらっしゃいます。

しかし、その反対に残念な方も。

一部の者の言動が全体のイメージを良くも悪くもしているのが現状です。

士業の共通点は経営者であるということ。経営者＝精通者とは限りません。多少の資金があれば今の社会では誰でも経営者になれます。勿論、成功する保証はありませんが。研鑽を積むことは大切なことです。しかし研鑽を積む＝優れた経営者になれるとは限らないのです。

私の経験上の話です。事務所を構えたからと言って仕事が遣ってくるものではありません。ダイレクトメールや新聞広告を出したからと言って仕事が一気に増えたりもしません。ホームページを作ったからと言って問い合わせが殺到する訳でもありません。メルマガはまだ発行していないので知りません。勿論、この様な日々の営業努力は大切です。しかし、その土台となるもの、それは信用であり信頼です。

今、目の前にいる人のために自分には何ができるか。ということを最優先に業務に取り組んでいます。とは言っても失敗も多いです。ですがこの失敗は重要で私は仕事を通して業務を覚えている。といっても過言ではないのです。

事務所経営が長くなると有難いことに固定的なお客が増えてきます。業務も何度も繰り返すうちに手際もよくなります。

私の事務所には、書類作成も手続きも自分で遣るからその方法を教えて欲しいと言って来られる方もいます。皆さんならどうされますか。私は勿論お教えします。経営優先であれば決して教えないでしょう。飯の種ですから。

先日、農地転用のお手伝いをしました。その方は、その後の登記申請に関しては法務局のホームページを閲覧し自分で法務局に出かけて手続きをやりますとのことでした。これから、この様な方が増えるでしょう。

会社設立の手続きは普通の人が普通にやっているのをご存知ですか。経営審査は普通の事務員さんが普通にやっているのをご存知ですか。車庫証明は車屋さんが普通にやっているのをご存知ですよね。

このようなお話をすると、行政書士には仕事がない。と悲観される方もいらっしゃいますが本当にそうでしょうか。皆さんご自宅でラーメンを作って食べますよね。ですがなぜか、世の中にラーメン屋さん多いです。それに行列のできるほどのラーメン屋さんは何かが違います。

私は仮に行政書士が独占業務でなくなったら世の中の行政手続きに関する民間サービス業は一変すると思っています。独占を武器に仕事を展開する時代は終わりが近づいている。或いは終わったと思っています。時代の変化を柔軟に受け入れ市民のニーズを捉えたサービスが求められていると考えています。

ということで、行政書士会の会員は皆が個別の経営者でありその立場は独立であって支部長だからといって特別の存在とは考えておりません。単なるお世話役に過ぎないと。

支部のお世話役として何ができるかが重要であると。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

業 務 部 紹 介

広 報 部

広報部は、行政書士制度及び行政書士会の PR のための対外的広報活動とともに、会員へ向けての情報提供など会をより活性化するために、年間を通してさまざまな活動を行っています。

年間活動紹介

1. 会報誌の発行（年 4 回）
2. 広報月間活動（街頭無料相談会、電話無料相談会）
3. 公開講座の開催（イベント企画）
4. 高校生出前講座（卒業前講話）



会報誌への情報提供、会員へ向けての情報発信は随時受け付けております。

また、イベントスタッフも募集しています。会の行事へ気軽に参加してみませんか。お問い合わせは広報部まで。

電子対策部

このたび、メンバーを一新しスタートした電子対策部においては、まず本会のホームページを、ネットユーザーにとってより利用しやすく、会員への橋渡しに効果的な媒体となるよう整備を進めてまいります。掲載記事の取り扱いについてもその視点からのガイドライン作りを行いたいと考えております。それらの整備にあたってはスピードを重視し、ネットを介した部会運営を行っていきます。

電子申請については、いずれにしても利用促進を図らねばなりません。当面は足元である部員から研鑽を進めていき、会員のお役に立てるよう努めてまいります。よろしくお願いします。



（左から）
工藤正臣副部長、宮川由紀部員、
加藤誠一会長、福永奈央子部員、
関輝明部長

企画研修部

部 長 出口照雄

副部長 大谷 豪

部 員 鶴田 稔 山下由紀子 森田勝彦 坂本 慎

渡邊祥子 森脇伸一 加勢川直行

以上 9 名です。2 年間よろしくお願いします。

監 察 部

去る7月11日（月）に第1回監察部会を事務局会議室にて開催しました。

坂田監察部長、永渕副部長、笹山、織畠、村松、中林各部員とオブザーバーとして加藤会長、井口副会長が出席しました。

今年度は農地法に関する申請の窓口調査など新たな取り組みを計画しており、計画実行に向けての具体的な打ち合わせや行政書士制度の目的実現と職域確保のための建設的な意見が多数出されました。

経 理 部

部 長 清田 道子

副部長 津留 幹郎

部 員 宮本 幹夫

〃 岩下 聡美

〃 山田 崇博

以上の5名で頑張ります。

よろしくお願いいたします。

**総 務 部**

総務部長の高木です。

先日7月9日の日に総務部の初めての部会を開催しました。部長に就任して一箇月余り、まさしく右往左往してバタついて何から手をつけていいのかわからないままの部会の開催でしたが、やっといろいろな事業の担当者や年間の予定がなんとかまとまりホッと一息ついたところです。

一人で悩み苦しんでいた問題が部会での話し合いで何とか解決の目途が立ち優秀な部員の皆さんの協力のお陰で何とか部長の大役を全うできそうな強力なパワーを頂くことが出来ました。

総務部は現在総勢8名のメンバーで構成されております。

仕事の内容は行政書士試験事務、理事会議事録作成補助事務、専門士業団体連絡協議会会議への参加等があります。

本年は専門士業団体連絡協議会のホスト役が行政書士会となっております。行政書士試験と併せて会員の皆様のご協力が必要になってきます。

総務部は会発展のために全力を注ぎますのでどうぞ総務部への会員の皆様のご協力を御願い致します。

**法 規 部**

法規部は以下のメンバーです。

担当副会長 村上幹夫

部 長 桑田敏郎

副 部 長 木下 茂

部 員 河北公博・塩崎琢磨・平木寿憲・吉田末春

2年間よろしくお願いいたします。

女 性 部 会**『平成23年度 女性部会 定時総会 開催』**

企画研修部 女性部会
代表 井口由美子

日 時 平成23年 5 月20日（金）午後 1 時30分～午後 3 時10分
場 所 熊本市流通情報会館 5 階 第 3 研修室
出席者 熊本県行政書士会 益本 納 会長代行
女性部会会員 14名（委任状提出者22名）（総会員数55名）

役員の選出

代 表 井口由美子（熊本支部）
副代表 村端 由紀（熊本支部）
副代表 岩下 聡美（熊本支部）
熊本市ブロック長 長倉 啓子（熊本支部）
北ブロック長 渡邊 祥子（菊池支部）
南ブロック長 清田 道子（宇城支部）

上記のとおり、平成23年度の定時総会を行いました。

黒葛原清子会員を議長に選出し、前年度の事業報告・決算報告、平成23年度の事業計画・予算案、新役員が、承認されました。その後、自己紹介と意見交換の場を設け、和やかな雰囲気の中で活発な意見が交わされました。

女性部会の活動が、行政書士業務の PR、そして、女性会員だけではなく、本会全体のレベルアップへ繋がるような活動を行っていきたいと思います。

女性部会からのご報告

震災復興の願いを込めての開催となりました「**第22回全国女性行政書士交流会 IN あきた**」に参加してきました。

全国からの熱い要望を受け、来年はこの熊本の地で「全国女性行政書士交流会」を開催します。皆さまの一層のご支援をお願い致します。



次の歌は秋田会の畠山先生から送られました。

「栃木より受けたる絆わが秋田
来る年更に熊本県へ」

熊本支部

4月23日に（土）崇城大学市民ホール大会議室にて熊本支部定時総会を開催致しました。会員総数249名中、出席者40名（委任状87名）と少なく、今後、どうすればより多くの会員に出席してもらえるかという課題を残し、新役員にバトンタッチされました。

新執行部紹介

支部長	本郷光輝	理事	豊岡政隆
副支部長	下田典子	理事	永渕容子
総務担当理事	岩下聡美	理事	藤山義之
研修担当理事	高木 昇	理事	長倉啓子
経理担当理事	阿南 礼	理事	野尻 諭

政治連盟の定期大会終了後、26名が参加しての懇親会では、会話もお酒も弾み親睦を深めることができました。

最後になりましたが、長尾照男前支部長、赤星憲志前副支部長他、井口由美子・織畠純吾・日高義治・小山和郎各前理事の皆様、2年間たいへんお疲れ様でした。

**総務部からのお知らせ****専門士業団体連絡協議会主催の研修会のご案内**

日 時： 10月12日 午後6時半～午後8時

場 所： 国際交流会館

昨年度まで顧問議員であった前参議院議員の木村仁氏に「政令市へ向けて」という演題で講演をお願いしています。

平成23年度は行政書士会が、協議会の持ち回り当番となっています。会員の皆様もぜひ講演会へお越しください。

八代支部

去る、平成23年4月16日（土）午後2：00より、八代ロイヤルホテル（八代本町2-1-5）に於いて支部会員総数52名中23名の出席と13名の委任状提出により、平成23年度定時総会が開催されました。

まず、東日本大震災で犠牲になられた方々に黙祷を捧げ、議長選出の後、第1号議案で平成22年度会計報告・監査報告、第2号議案で平成23年度研修事業計画、第3号議案で平成23年度予算案がそれぞれ可決・承認され、第4号議案で新役員

支部長・県理事	鶴田 稔
副支部長	松本 章
総務理事	兎玉幸則
業務理事	野村慎太郎
会計理事	加勢川直行
監事	唐木 宏
県理事	出口照雄が、それぞれ選出されました。

今回の総会は、八代市民相談室相談会の相談員手当ての件、支部会費を納入しない会員の取扱の件、東日本大震災への義援金を新年度の予備費より支出する件と活発な討議がなされました。

その後、懇親会に移り加藤誠一新会長（当時は候補者）を交え、県会の運営・日常業務の悩み等々、杯を重ねながら話に華を咲かせました。

最後になりましたが、緒方安彦前支部長をはじめ旧役員の皆様におかれましては、長い間大変お疲れ様でした。

これをもちまして八代支部だよりを終わります。



官公署等の窓口へ出かける際は、
行政書士証票を首から下げていきましょう！

新聞広告についてのご意見募集

恒例となっています広報月間中の熊日新聞協賛広告について、ご意見をお聞かせください。

賛否両論、広告についてのご提案などもFAXかメールにて事務局まで。

専 門 部 会 紹 介

交通事故部会

主な活動

◆定例会（研修会）

（時 間） 偶数月の第3土曜日 PM1：30～5：00

（場 所） 多士会館（熊本市黒髪2-21-50 済々黌高校正門そば）

（会 費） 年会費2000円

（内 容） 無料相談会や自己の相談などを題材として、検証、意見交換を行う事例研究を中心に研修会を行っています。ベテラン会員の貴重な指導アドバイスを受けることができ、新人会員やこれから勉強しようという会員には貴重な研鑽の場となっています。

今年のコンセプトは、「机上の勉強から一步前へ」、より実践的な研修を目指しています。

☆興味のある方は、お気軽に一度見学においでください。

◆県民百貨店無料相談会

権利義務・事実証明部会と合同で行っている無料相談会で毎回1～2名相談員として参加しています。

（時 間） 毎月25日 AM11：00～PM4：00

（場 所） 県民百貨店8階エレベーターホール



6月18日、大分県行政書士会・事故部会から川村裕先生が研修会に参加されました。

開 発 部 会

今年度から、開発部会を再開致しました。開発部会と申しまして、行政書士としては農地転用等の仕事が多いため、しばらくは農地法を中心にした研修を予定しております。第1回目は、6月29日東部公民館に於いて「農地法に関する手続きの基礎」と題して、謄本・字図の見方や農地法についての研修会を行いました。今後も、実務に即した内容の研修を考えております。次回は9月開催予定です。随時入会を受け付けておりますので、下記までメールにてお申し込みください。

日 時：年4回開催予定（平日午後）

場 所：熊本市東部公民館（変更あり）

年会費：2000円

世話人代表 村端由紀 makoayu@wine.plala.or.jp

**日行連からのお知らせ****「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行について**

今般、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令」が平成23年7月1日付けで公布・施行されました。

あわせて、同日、法務省ホームページで「『専門士』の称号を付与された専門学校卒業生の就労を目的とする在留資格に係る上陸許可基準の見直しについて」が公表されておりますのでお知らせいたします。

記

■官報（インターネット版）

○平成23年7月1日付（第5588号）

- ・「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成23年法務省令第22号）」……………2

<http://kanpou.npb.go.jp/20110701/20110701h05588/20110701h055880002f.html>

- ・法務省告示第330号 ……………4

<http://kanpou.npb.go.jp/20110701/20110701h05588/20110701h055880004f.html>

※官報（インターネット版）の公開期間は30日間となっております。

■法務省 HP

「専門士」の称号を付与された専門学校卒業生の就労を目的とする在留資格に係る上陸許可基準の見直しについて

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00098.html

遺産分割協議書作成（業務）についてのお知らせ

本会会員からの「士業間における職域範囲に関する質問」に対して、日本行政書士会連合会より回答がありましたので、お知らせ致します。

日行連発第 305 号

平成 23 年 6 月 16 日

熊本県行政書士会

会長 加 藤 誠 一 殿

日本行政書士会連合会

会長 北 山 孝 次

法規監察部

部長 伊 藤 庄 吉

司法書士が「遺産分割協議書」を作成することの是非について（回答）

平成 22 年 10 月 29 日付熊行発第 481 号にて照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 基本的考察

- (1) 「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成は、他の法律において制限されていない限り、行政書士の独占業務である（行政書士法第 1 条の 2、第 19 条第 1 項、第 21 条第 2 号）ことから、他の法律に制限と目されるものがあるかないか、ある場合には、いわばその射程距離について精査する必要がある。
- (2) 司法書士法によれば、「法務局又は地方法務局に提出……する書類……を作成すること。」は司法書士の独占業務とされており（司法書士法第 3 条第 2 号、第 73 条第 1 項、第 78 条第 1 項）、上記他の法律による制限と目されることから、その射程距離について精査する必要がある。
- (3) この「法務局又は地方法務局に提出……する書類」（以下、法務局提出書類という。）については、登記申請書（①）のほか、登記原因証書となる売買契約書等（②）をいうものと解されている（新詳解行政書士法 35 ページ参照）。

しかし、この点については、同じく法務局提出書類といっても、①が本質的に法務局提出書類であり、行政書士法との関係で官公署提出書類の特例書類であるのに対し、②は本質的には契約書であって、ただ書類中に登記原因証明情報を含んでいる場合があることから、時には他の書類

による補強も受けつつ、登記原因証書として利用されることがあるため、その限りで法務局提出書類としての性格を合わせ有することになるに止まり、行政書士法との関係では本質的には権利義務書類として位置付けられる書類であるという本質上の相違があることに留意して理解する必要があると思料する。

すなわち、登記手続代理を司法書士の独占業務とした司法書士法第3条第1号を基本にして考察すると、同法の上記(2)に掲げた規定群の射程距離には上記書類の本質に応じて、おのずから差があると考えられるのであって、①については全面的に司法書士の独占的な作成権限に属せしめたものの、②については、法務局提出を前提に作成される場合に、法務局提出書類としての側面に着目しつつ、司法書士についてその面に関しての独占性を宣明したに止まる、換言すれば、売買契約書等の別の、しかも本質的な契約書という側面を無視して、その本質上の作成権者を排除することまで射程に入れたものではないと考えられるのである。

以上を前提にすると、②については、書類の二面性を踏まえ、司法書士においては、登記申請を受任し登記原因証書として作成する場合に限り作成可能となる、行政書士においては、もとより本質に即して権利義務書類の一つである契約書として作成可能であって、上記司法書士が作成可能となる限度で、行政書士と司法書士との共同所管となると考えるので、行政書士制度及び司法書士制度の本質並びに②の書類の本質に適う解釈であるとともに、結果として国民の利便にも資するという点で、現実には即した解釈であると思料する。

2. 具体的考察

遺産分割協議書が「権利義務に関する書類」であることは論を俟たないところであるが、上記基本的考察に示したところを前提に考察すると、司法書士が相続登記を受任し、その登記申請における登記原因証書として遺産分割協議書を作成する場合には、相続財産が不動産のみである場合のほか、不動産以外のものが含まれる場合にも、法務局提出書類との側面から、司法書士においても作成可能であると考えるのが穏当であるとともに、国民の利便性に照らし現実的な結論でもあると思料する。

相続財産が相続登記を必要とする不動産以外の現金・預金・動産のみである場合については、遺産分割協議書が法務局提出書類として作成されることはないことから、もとより司法書士が作成することはできない。

なお、参照すべき判例として、行政書士が代理人として登記申請手続をすることは行政書士の正当な業務に付随する行為に当たらないとした最高裁判所判決（平成12年2月8日第三小法廷判決）があることを申し添える。

以 上

政連だより



ご挨拶

政治連盟会長 布 田 悟

先の平成23年度第31回定期大会において、日本行政書士政治連盟熊本支部長（県政治連盟会長）として2期目2年間の舵取りをまかされました。会員の皆様方には改めて政連活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年度はもう1年前になりますが、参議院議員選挙におき政権与党の民主党が大敗を喫し、衆議院与党と参議院野党多数のいわゆるねじれ現象が自民党政権の末期症状時代と同様の態を露呈する事態となってしまいました。

民主党政権となってからは、これまた自民党政権時代の末期症状となって現れていた首相の短命現象が、民主党の短命時代を予期するかのように続いております。

菅政権は、先の東日本大震災と福島原発事故により木の葉のように波間を漂っている日本丸の舵を、復興という安定航路に切り直さなければならないこの時期に、特にそのリーダーである首相の資質がその航路を遮る大きなうねりとなって立ちはだかる状況となっています。被災地の復旧から復興への道筋は一刻を争う状況にありますが、そのような国家存亡の危機と言っても過言ではない時期に、表面上は隣国からの支援体制をこれ見よがしにそのパフォーマンスを東北被災地への国家元首の訪日という形で行い、片や国家の窮状をも無視した領土侵犯的事態が日本国を襲いつつある事を我々日本国民は認識す

る必要があるかと思えます。

その例として、尖閣諸島における中国の威圧行動、竹島への韓国の示威行動、日本固有の領土である北方四島へのロシアの大統領の視察や、何を考えているのか韓国国会議員の輩までが北方領土を訪ねるという、日本の主権を無視した行動を取っています。それにもまた何の抗議もしない日本国政府の体たらくが浮き彫りとなり、その終焉も時間の問題となってきたようではありますが、どっこい左翼市民運動家としてスタートし、日本国政権のトップに上り詰めたというこの地位をそう安々と手放さないぞとする菅首相の醜い執着心が日本国民を最大不幸のどん底に突き落としている現状であります。

一人の「裸の王様」に成り下がった男に政治も議員も振り回されているのに何もしない、何も出来ない政府の在り方や議員の資質に本気で目を向け、失いつつある日本人の誇りを取り戻したとき、そこに本当の意味での日本復興の足掛かりが出来たと言えるでしょう。

そのような意味で大きな政治改革、議員改革が必要となる国政選挙が望まれる年度になると思われます。どうか行政書士の皆さん、自分の事、家族の事も大事ではありますが、今度の大天災そしてその影響で大人災となった地域の皆様方を思いやり、共に生きる事への喜びを共感できる生き方をする、誇りある大和人としての心を今一度持とうではありませんか。

最後に明治天皇の短歌を掲げさせて頂きまして会長就任の挨拶と致します。

己が身は顧みずして人のため 尽すぞ人の務めなりける



素直にまっすぐ

政治連盟副会長 古閑本 明

時の將軍の気紛れにより佐渡に流された世阿弥は、「風姿花伝」の中で言っている本当の意味は「素直な心で真っすぐ」なのであります。彼は自己満足への戒めの気持ちを大事に波乱の生涯を送ったと言われています。

東日本を襲った大震災、巨大な津波、そして福島原発事故は世界史上類例を見ない凄まじい複合災害です。産業の空洞化が進み、エネルギー問題、健康問題と乗り越えなければならない問題が山積しています。

日本行政書士政治連盟は行政書士の社会的経済的地位の向上、行政書士制度の充実発展を期するための政治活動などを目的として結成され、今年30周年という大きな節目の年を迎えています。

さて現在、日本行政書士政治連盟は官公署提出書類等の作成、提出を行う行政書士が、それに関する行政不服申立てまでを一貫して取り扱えるよう「行政不服審査法における不服申立ての代理の実現」を行政書士法改正重点要望項目として掲げており、国民の様々な要望に応える行政書士制度の充実に向けて努力されているところです。

私は、現役の訟務官時代、4名の弁護士の先生と200名のゴルフ場転用許可に対する不服申立てを受けた経緯があり、申立ては不適法なものとして却下した経験があります。判例を調べ苦勞した苦い思い出があり、この分野は弁護士の仕事と思い込んでいましたので、実現すれば夢のような話です。その時は当時の失敗談をお話したいと思います。

最後になりましたが、日本行政書士政治連盟の益々の発展と会員皆様のご健勝を心からお祈りいたしまして、私の熊本県行政書士政治連盟副支部長就任のご挨拶といたします。





政治連盟幹事長 織 畠 純 吾

下川 寛

顧問議員

高本 一臣

田尻 将博

民主党

人吉市議会議員

笹山 欣悟

会員（球磨支部）

荒尾市議会議員

宮崎 司

会員（玉名支部）

4月に行われました統一地方選挙におきましては、会員の皆様方の甚大なるご支援、ご協力を頂き政治連盟役員一同、衷心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

その結果をご報告致します。推薦した候補者の内、当選した候補者を下記にご案内致しております。今後4年間、会員の皆様方とお付き合い頂ければ幸いです。また、今回、運無く当選出来なかった候補者の方々も捲土重来を期して、次の機会に頑張って頂きたいものと思慮致しております。

また、5月28日の政治連盟定期大会に於きまして新役員も決定致しましたので以下の通りご紹介致しておきます。それぞれの地区での選挙が行われる時には、その地区の政連幹事を宜しく御引立て下さいます様、お願い申し上げます。

記

熊本県議会議員

小杉 直	熊本市選挙区	自民党
	顧問議員	会員
馬場 成志	熊本市選挙区	自民党
	顧問議員	
城下 広作	熊本市選挙区	公明党
大西 一史	熊本市選挙区	無所属
橋口 海平	熊本市選挙区	無所属
東 充美	菊池郡選挙区	自民党
佐藤 雅司	阿蘇市選挙区	自民党
	顧問議員	
中村 博生	八代市郡選挙区	自民党
	顧問議員	
溝口 幸治	人吉市選挙区	自民党
松田 三郎	球磨郡選挙区	自民党

熊本市議会議員

満永 寿博	自民党	顧問議員
	会員（熊本支部）	

日本行政書士政治連盟 熊本県支部

（熊本県行政書士政治連盟）

幹事	名誉幹事（行政書士会会長）
	加藤 誠一 熊本支部
幹事	支部長（政連会長）
	布田 悟 菊池支部
幹事	副支部長（政連副会長）
	宮本 幹夫 宇城支部
幹事	副支部長（政連副会長）
	古閑本 明 熊本支部
幹事	幹事長
	織畠 純吾 熊本支部
幹事	副幹事長
	坂田 圭佑 鹿本支部

総務委員会

幹事	委員長
	下村 博 熊本支部
幹事	委 員
	村上 幹夫 阿蘇支部
幹事	委 員

幹事	西 幸雄	球磨支部	当政治連盟の顧問議員と当会会員の地方議員の方々を以下のとおりご紹介致しておきます。		
	委 員				
幹事	西塔 正弘	菊池支部	顧問議員		
	委 員				
	木嶋 勇一	玉名支部	野田 毅	衆議院議員	
				熊本第2選挙区	自民党
			坂本 哲志	衆議院議員	
幹事	委員長			熊本第3選挙区	自民党
	藤本 税	熊本支部	金子 恭之	衆議院議員	
幹事	委 員			熊本第5選挙区	自民党
	豊永 苓二	宇城支部	小杉 直	県議会議員	
幹事	委 員			熊本市選挙区	自民党
	平松 大輔	芦北支部	馬場 成志	県議会議員	
幹事	委 員			熊本市選挙区	自民党
	田添 史也	八代支部	佐藤 雅司	県議会議員	
幹事	委 員			阿蘇市選挙区	自民党
	多山 寿一	玉名支部	中村 博生	県議会議員	
				八代市郡選挙区	自民党
			満永 寿博	熊本市議会議員	
幹事	委員長			熊本市	自民党
	橋場 紀仁	宇城支部	下川 寛	熊本市議会議員	
幹事	委 員			熊本市	
	緒方 安彦	八代支部	入江 学	宇城市議会議員	
幹事	委 員			宇城市	
	林 誠	菊池支部	地方議員等連絡協議会		
幹事	委 員				
	坂本 登	熊本支部	(行政書士会の会員で議員等になっておられる方々)		
幹事	委 員				
	岸川 幸生	天草支部	小杉 直	熊本県議会議員（熊本市）	
				自民党	熊本支部
			満永 寿博	熊本市議会議員	
				自民党	熊本支部
監 事	工藤 正臣	熊本支部	笹山 欣悟	人吉市議会議員	球磨支部
監 事	柴田 淑子	熊本支部	宮崎 司	荒尾市議会議員	玉名支部

日本行政書士政治連盟第31回定期大会の報告

6月24日（金）午前10時00分より日本行政書士会連合会（日行連）の総会に引き続いて日本行政書士政治連盟（日政連）の大会が東京都千代田区永田町にあるザ・キャピタルホテル東急で開催されました。熊本会からは日政連幹事の布田悟と代議員の織畠純吾、緒方安彦、坂田圭佑の4名が参加して参りました。

今大会では役員改選があり、日政連の新会長には北山孝次氏（大阪会）が選考され日行連会長と兼任されることとなりました。日政連もこれまで内部ではゴタゴタがありましたので、これでスッキリするのかなと思いきや、これに反して新たな問題が生じて参りました。47都道府県の単位会のうち6単位会が役員選出が出来ず6人の日政連幹事の席が空白となっております。この内、東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）はこの度の大震災により総会の開催が出来ず、その為に役員選任ができなかったとのことで、総会が開催され次第、役員を選出するとのことですが、残りの3県が九州の福岡県、宮崎県、鹿児島県です。

各県の事情は、福岡県の場合、役員改選が無効となり新役員が選考出来ない状況にあるとのことです。鹿児島県は以前から政治連盟の組織が崩壊していて再度立て直しの最中とのことです。再建までには苦難の道を辿っているようです。そうした時に、また新たに宮崎県が日政連からの離脱を表明して、役員を選出して参りませんでした。このことは他の政治連盟の組織にも影響を及ぼしてくることでしょう。

どの士業に於きましても、政治連盟という組織は存在しています。このことは本会と行政及び議会との橋渡し役を担っているからです。その為には全会一体の行動が必要となって参ります。現状のような統一性に欠けた組織では他士業、他団体との競り合いにおいて、議員立法等の政策に関わる行政書士制度の衰退を招くことは明らかでしょう。

この際、政治連盟の存在意義そのものを会員の皆様方に御一考頂きたいと思っております。より良い行政書士制度の確立と、それに伴う行政書士会会員の繁栄を願って、政治連盟の組織としての役割を再構築していきたいと願っております。

このことについて会員各位のご意見、ご指導を仰ぎたいと思いますので、よろしくお願い致します。



日本行政書士政治連盟第31回定期大会に参加して

政治連盟副幹事長 坂 田 圭 祐

去る 6 月 24 日、東京、ザ・キャピトルホテル東急で開催された定期大会に県政治連盟の代議員として幹事長織畠純吾先生、幹事緒方安彦先生と私の 3 名で参加してきました。

私こと

この度の定期大会において政策委員長から指名替えて副幹事長を拝命することになりましたが、会員の皆様の手・足となり動きたいと思っていますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

さて本論に移りますが、大会は畑会長の挨拶から幕が開き始まりました。威風堂々の体型ですが、私個人の想いと思いましたが、何となくこれまで見た動きより元気を感じませんでした。言葉も慎重で、会員に対する感謝の言葉と感じ取りました。その言葉の裏を返せば、本大会は会長以下役員改選の大会でもあったのです。その後、会は進行し質疑に入りました。事前に配布されていた「定期大会議案書」により第 1 号から第 5 号議案までの質疑・応答が始まりました。

1 号議案 平成22年度運動経過報告 2 号 平成22年度決算報告（監査）

3 号 平成23年度運動方針（案） 4 号 平成23年度予算（案）

5 号 役員の選任

でした。質問者は全議案に対し全国同志から35の質問の受付がなされ、本県の幹事長分 4 件も含まれ、真剣にしかも白熱した質問が展開されました。その経過は、1・2号議案の22年度の報告では、会長・幹事長等、役員の政界をはじめとする日ごろの運動の在り方、予算執行の在り方等について質問者が追及すると、穏やかに応対し、「反省すべきところは反省したい」旨答弁であった。

本県幹事長の 2 号議案については、数字的な応対は示さなかったが、「今後努力目標として明るい職場づくりに努める」とのことであった。

3・4号議案については、本年度に実施・実行されるものであり、各県の質問者も、より充実、発展する政治連盟を期待し真面目に質問をしており、本県幹事長は 3 号議案に 2 件、4 号議案に 1 件の質問をされました。

いずれの質疑も的を射た質疑であり、応対する政連役員も「今後努力します」との応対状況でありました。

5号議案は、役員選任でした。この議案に入り、選任の話し合いをするため休憩になり、別室において役員選考委員会の選任の結果、会長以下旧役員は選任されず、新会長に連合会会長北山孝次が選任されました。

新会長選任により本大会は閉幕しましたが、副会長は名誉会長として政治連盟に残ることになりました。

以上のとおり報告します。

事務局だより

3～6月度会員の異動

新規

	登録番号 登録年月日	会 員 名 支 部	事 務 所 の 名 称 事 務 所 の 所 在 地	事務所TEL 事務所FAX	兼業 備考
	11430467 H23.3.15	松岡由美子 熊本	行政書士まつおか事務所 〒862-0969 熊本市良町3丁目5番19号	096-200-1177 096-200-1177	社
	11430607 H23.4.2	山下 洋史 熊本	行政書士山下法務事務所 〒862-0950 熊本市水前寺5丁目19-25 ダイアパレス水前寺スポーツパーク103号	090-9407-6014	
	11430608 H23.4.2	高見 洋一 菊池	行政書士高見洋一法務事務所 〒861-1102 合志市須屋3423番地	096-288-3008 096-242-7835	宅
	11430609 H23.4.2	村中 稔 熊本	村中行政書士事務所 〒862-0975 熊本市新屋敷三丁目10番8号	096-362-3160 096-372-8377	司
	11430779 H23.4.15	上田 卓 熊本	行政書士上田卓事務所 〒862-0918 熊本市花立6丁目8番52号	096-369-5682 096-369-5682	社
	11430780 H23.4.15	小島 盛弥 熊本	千鳥行政書士法人 〒862-0941 熊本市出水1丁目2番16号	096-211-4010	
	11430780 H23.4.15	川端 和人 熊本	川端行政書士事務所 〒861-5512 熊本市梶尾町1720番地40	096-345-6225 096-345-6225	
	11430781 H23.4.15	関 輝明 宇城	関輝明行政書士事務所 〒869-0416 宇土市松山町1408番地1	0964-23-0485 0964-23-0485	
	11430931 H23.5.1	瀧本 真敏 八代	行政書士瀧本真敏事務所 〒869-5174 八代市二見下大野町1463番地1	0965-38-9652 0965-38-9652	
	11430932 H23.5.1	中村 憲之 熊本	中村憲之行政書士事務所 〒861-4121 熊本市会富町425番地1	096-223-5991 096-223-5992	
	11430933 H23.5.1	岡崎 匡彦 熊本	ウォーターエッジコンサルティング行政書士事務所 〒862-0975 熊本市新屋敷2丁目15番19号	096-366-2881	
	11431227 H23.6.1	松本 英明 熊本	松本英明行政書士事務所 〒861-5253 熊本市八分字町2337番地	096-288-5666 096-288-5667	
	11431228 H23.6.1	平野 昭代 菊池	アウル行政書士事務所 〒861-1115 合志市豊岡2013番地70	096-288-0382 096-288-0382	
	11431229 H23.6.1	大辻 義夫 熊本	大辻法務行政書士事務所 〒861-5512 熊本市梶尾町1107番地103	096-245-3487 096-245-3487	

事務所変更

支 部	氏 名	変 更 後	変更箇所
熊本	元田 和博	〒862-0941 熊本市出水2丁目5番10-804号	所在地
玉名	釘崎 久雄	〒865-0024 玉名市永徳寺424番地	所在地・電話番号 (熊本支部→玉名支部)
熊本	大谷 豪	〒862-0959 熊本市白山2丁目1番7号	所在地
熊本	木下 純宏	千鳥行政書士法人 〒862-0941 熊本市出水1丁目2番16号	事務所名・事務所所在地・電話番号 (個人会員→法人の社員) (玉名支部→熊本支部)
熊本	問端 圭	千鳥行政書士法人 〒862-0941 熊本市出水1丁目2番16号	事務所名・事務所所在地・電話番号 (個人会員→法人の社員) (玉名支部→熊本支部)
菊池	永田 泰明	〒869-1113 菊池郡菊陽町花立2丁目3番21-103号	表示変更

廃業

支 部	氏 名	廃業年月日	備 考
球磨	尾方 利光	H23. 1 .16	死亡
鹿本	山下 晴美	H23. 1 .19	死亡
鹿本	城 義隆	H23. 3 . 1	
天草	金子 宏史	H23. 3 .31	

支 部	氏 名	廃業年月日	備 考
玉名	上田 良隆	H23. 3 .31	
熊本	友寄喜一郎	H23. 3 .31	
熊本	村木 忠嗣	H23. 6 .15	

会 務 日 誌

平成22年度会務報告

- 3月4日(金) 専門部会代表者会議 (13:30~14:30)
 於：会議室 村上部長他6名
 業務アドバイザー協議会 (15:00~16:00)
 於：会議室 村上部長他8名
- 3月10日(木) 行政書士制度60周年記念懸賞論文授賞式 (10:00~)
 於：日行連桜丘別館 受賞者：杉本脩一
 益本会長代行出席
- 3月11日(金) 常任理事会 (15:00~17:30)
 於：会議室 益本会長代行他10名
- 3月18日(金) 企画研修部会 (13:30~16:00)
 於：会議室 村上部長他7名
- 3月30日(水) 登録証交付 (10:00~12:00)
 於：会議室 登録者：松岡由美子

平成23年度会務報告

- 4月4日(月) 正副会長会 (15:00~17:30)
 於：会議室 益本会長代行他3名
- 4月8日(金) 経理部会 (13:30~16:00)
 於：会議室 津留部長他5名
- 4月9日(土) 拡大役員会 (13:00~16:00)
 於：熊本テルサ 会長代行、副会長、理事他計24名
- 4月14日(木) 選挙管理委員会 (13:30~15:30)
 於：会議室 益本会長代行他6名
- 4月16日(土) 平成22年度第4回日行連九州地方協議会会長会
 ~17日(日) 於：熊本テルサ 益本会長代行他3名
- 4月19日(火) 会計監査 (13:30~16:30)
 於：会議室 大塚・桑野各監事他3名
- 4月20日(水) 登録証交付 (10:00~12:00)
 於：会議室 登録者：山下洋史、高見洋一、村中稔
 日行連理事会 (1日目)
 於：行政書士会館 福永副会長出席
- 4月21日(木) 日行連理事会 (2日目)
 於：行政書士会館 福永副会長出席
- 4月23日(土) 熊本支部総会 (13:00~)
 於：「崇城大学市民ホール 大会議室」
 玉名支部総会 (15:00~17:30)
 於：玉名市「玉名温泉 竹水苑」 益本代行出席
- 4月25日(月) 理事会 (13:30~17:00)
 於：熊本テルサ 会長代行、副会長、理事他計18名
- 4月27日(水) 登録証交付 (10:00~12:00)
 於：会議室
 登録者：上田卓、小島盛弥、川端和人、関輝明
- 5月10日(火) 選挙管理委員会 (8:30~17:30)
 於：会議室 杉本委員長他4名
- 5月11日(水) 選挙管理委員会 (8:30~17:30)
 於：会議室 杉本委員長他3名
- 5月13日(金) 登録証交付 (10:00~12:00)
 於：会議室

- 登録者：瀧本真敏、中村憲之、岡崎匡彦
- 総務部会 (13:00~15:00)
 於：会議室 織島部長他9名
- 5月14日(土) 宇城支部総会 (17:30~)
 於：宇城市「松橋ホワイトパレス」
 益本会長代行出席
- 5月20日(金) 申請取次行政書士管理委員会 (13:30~15:00)
 於：会議室 杉本委員長他3名
- 5月21日(土) 熊本県土地家屋調査士会定時総会 (10:30~)
 於：熊本県立劇場 益本会長代行出席
- 5月23日(月) 業協会・保証協会通常総会 (14:00~)
 於：熊本テルサ 福永副会長出席
- 5月24日(火) 定時総会打合せ会 (政連合同) (14:30~17:30)
 於：水前寺共済会館
 益本代行他12名
 熊本県不動産鑑定士協会総会 (18:00~)
 於：メルパルク熊本 松本副会長出席
- 5月27日(金) 熊本県社会保険労務士会懇親会 (18:00~)
 於：KKR ホテル熊本 益本会長代行出席
- 5月28日(土) 平成23年度定時総会 (10:00~)
 於：熊本市「くまもと県民交流館パレア」
 出席者：110名 委任状：209名
- 5月29日(日) 熊本県司法書士会定時総会 (10:00~)
 於：くまもと県民交流館パレア
 益本副会長出席
- 6月7日(火) 正副会長会 (15:00~17:30)
 於：会議室 加藤会長他4名
- 6月9日(木) 平成22年度行政書士試験実施結果報告会
 (13:30~16:30)
 於：東京都千代田区「富国生命ビル」 加藤会長
- 6月17日(金) 登録証交付 (15:00~17:00)
 於：会議室
 登録者：松本英明、平野昭代、大辻義夫
 南九州税理士会定期総会 (18:30~)
 於：ホテル日航熊本 加藤会長出席
- 6月18日(土) 電子対策部会 (13:00~)
 於：会議室 関部長他5名
- 6月23日(木) 総務大臣表彰 表彰状授与式 (10:00~)
 於：東京都「ザ・キャピトルホテル東急」
 受賞者：福永裕、村上幹夫、田代史彦
- 6月23日(木) 日行連定時総会
 ~24日(金) 於：東京都「ザ・キャピトルホテル東急」
 井口副会長、福永日行連理事他5名出席
- 6月25日(土) 正副会長会 (9:00~12:00)
 於：会議室 加藤会長他4名
 常任理事会 (13:30~17:30)
 於：会議室 加藤会長他10名

編 集 後 記

平年より10日も早い梅雨明けかと思いきや、翌日に聞こえてきたのは蝉の声。

あっという間に真夏の季節到来です。今年の夏は「節電」と「超クールビズ」。被災地の方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるようお願いつつ、できる範囲の節電に心がけたいと思います。暑さ覚悟でそれなりに夏を楽しまないと、案外と秋は早いかもしれません。すぐに広報月間も始まります。新メンバーになりました広報部を2年間どうぞよろしくお願いします。

下田 典子

発行所

熊 本 県 行 政 書 士 会

発行人 会 長 加藤 誠一

編集人 広報部長 下田 典子

〒862-0956 熊本市水前寺公園28-47

T E L (096) 385-7300

F A X (096) 385-7333

印刷所 シモダ印刷株式会社

T E L (096) 383-5512

好評書籍のご案内

調停人としての仕事を基本から学べる書籍+DVD。



解説・同席調停

その流れと技法（模擬調停DVD付）

レビン小林久子 著

A5判 128頁 定価4,095円(税込) 平成23年3月刊

- 同席調停の概要、手順を基本から学べる構成。
- DVD（再生時間：50分）により、実際の場面での技法活用を「見ながら」学べる。
- 見やすさに配慮した2色刷。

主要目次

目次

第1部 基礎知識

- 1 同席調停の基本理念
- 2 用語について
- 3 調停の準備

第2部 調停の進め方

- 4 盟床としての調停の話し合い

5 調停のプロセス

第3部 調停の実践

- 6 ロールプレイ（反訳と解説）

「真実はどこに―鑑査者と患者の食い違い」

DVD 本編50分

模擬調停

「真実はどこに―鑑査者と患者の食い違い」

「死後事務」について詳説した、唯一の書。

成年後見における死後の事務

事例にみる問題点と対応策

松川正毅 編

A5判 288頁 定価2,940円(税込) 平成23年2月刊

国際結婚手続をトータルサポート!

外国人のための

国際結婚手続マニュアル

佐野 誠・宮川真史 著

A5判 316頁 定価2,940円(税込) 平成23年3月刊

利用されることの多い108文例を厳選。

一人で作れる

契約書・内容証明郵便の文例集

記載例CD-ROM付き

安達敏男 著

A5判 316頁 定価3,045円(税込) 平成21年2月刊



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 詳しい情報は当社ホームページで!
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>